

【機密性2】

名高裁総第1103号

(庶ろ-03)

令和元年12月2日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

名古屋高等裁判所長官 綿引万里子

令和元年度名古屋高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果

の要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第1 民事関係問題

(協議問題)

充実した評議に基づく調停運営を行っていくためには、調停委員会を構成する個々の調停委員の技能向上は不可欠である。そのための方策としては、実際の事件処理を通じて経験豊かな調停委員と組んで調停を行うなどのOJTが大きな柱となることは言うまでもないが、これを補完するものとして、各種研修が重要である。特に、事件動向により経験の浅い調停委員に対し十分なOJTの機会を確保することが困難な府における研修の重要性は、極めて高いと言える。

そこで、調停委員の技能向上の観点から、基本となるOJTの実情等を踏まえ、実効性のある各種研修の在り方について、以下の各方策について意見交換をしたい。

1 実際の事件処理におけるOJT

- (1) 経験豊かな相調停委員からの指導、助言
- (2) 評議等における調停主任からの指導、助言

2 裁判所が主催する研修

3 調停協会が主催する研修

【協議結果】

(各府意見等)

1 協議事項1について

- ・ 各府とも、経験の浅い調停委員を経験豊かな調停委員（ベテラン調停委員）と組ませることによるOJTの運用については、肯定的な意見が多かった。しかし、そもそも相調停委員が経験の浅い者であることや、当該調停委員の組み合わせにOJT的な意図が含まれていること自体が、裁判所から事前に明確に伝えられていないことが多いため、それらの点を明確にしてほしいとの意見が

複数あった。

(1) 経験豊かな相調停委員からの指導、助言

- ・ 経験の浅い調停委員とベテラン調停委員とが、共に事前や事後に調停主任と評議を行い、打合せや振り返りを行っている。
- ・ 事前・事後に綿密な打合せを行うという前提で、経験の浅い調停委員にも調停手続内での一定の役割を決めておき、その役割に従った発言をしてもらうことは有益であると思う。
- ・ 経験が浅いといつても、相応の能力のある方が調停委員に選ばれているのであろうと思うし、若い調停委員のほうがよく当事者の話を傾聴している印象である。彼らに対してOJTが必要だと感じたことはない。

なお、支部においては、そもそも事件数が少なく、経験を積むための場所がないのが実情である。

(2) 評議等における調停主任からの指導、助言

- ・ 相調停委員が経験の浅い調停委員である場合、調停期日の当日に事前に二人で調停のポイントを打ち合わせたり、その後事前評議を行ったりする運用が続いている。
- ・ 経験の浅い調停委員にはOJTは必要だと考えるが、誰が責任を持つのかが定かではない。調停主任からも、OJTの観点から何か指示を受けたことなく、OJTという意識が希薄ではないかと感じている。
- ・ 裁判官から、相調停委員の経験が浅いため、経過メモの書き方などをアドバイスしてほしいと言われたことがある。確かに、新しく調停委員を務め始めた方の中には、裁判官に調停の経過を伝えるという観点での経過メモの書き方を把握していないと思われる方もいて、調停委員としての能力に差はなくとも、そういう技術の面で差が出ることは思う。

2 裁判所が主催する研修

- ・ 本庁で行われる研修のひとつである模擬調停は、何かの役をする場合でも、

あるいは聞いているだけでも、非常に勉強になることから、実施の機会を増やしてほしい。

- 民事調停手続は法律や判例の影響を強く受けるものだと思うので、法改正等については、是非解説の機会を設けてほしい。

3 調停協会が主催する研修

- 研修のテーマと講師選定については、例えば年金分割について厚労省の職員を呼ぶ、戸籍関係事務について法務局の職員を呼ぶ等、専門性の高い分野について豊富な知識を持つ公務員や士業の方を呼ぶなどして研修の充実を図っており、本庁での参加率は高い。
- 調停協会が自主的に行う年4回の研修のほかにも、弁護士との意見交換会を行っている。例えば若い弁護士が民事調停を選ばなくなった理由を聽けたりなど、弁護士側の考え方を知るいい機会と考えている。
- 調停協会主催の研修は二、三か月に1回定期的に行っており、県下の調停協会にもオープンにしているほか、弁護士会との定期的な意見交換会も行っている。

(裁判官のコメント)

- OJTに関し、経験の浅い相調停委員についての事前の情報提供や、評議において調停主任が果たすべき指導的役割については、今後検討したい。
OJTは新人調停委員のためではあるが、同時に職員全体の成長を促すものもある。OJTを実践する過程で、事務フローを再確認し、不合理な点を見直すきっかけにもなる。裁判所としてもこのようにOJTを活用していく姿勢が望まれる。

第2 家事関係問題

家事調停において、当事者の納得、信頼を得ながら、実効性のある紛争解決を実現するためには、調停の進行段階に応じた適時適切な評議が必要である。また、紛争の実情を把握するためには、調停の進行段階に応じた当事者からの事情聴取

が不可欠であるから、調停委員による事情聴取は、調停委員会の評議の前提として重要な意味を有する。

他方、家事調停事件の中でも、面会交流事件は、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、子の心情や各人を取り巻く状況等考慮するべき要素も多岐にわたり、かつ、これらの要素が隨時変動し得ることから、かかる流動性をも意識した事情聴取を適時適切に行うことが求められる。

そこで、面会交流事件（夫婦関係調整調停事件において、面会交流が争点になる場合も含む。）を主たる題材として、当事者からの事情聴取に関して、以下の各事項について協議したい。

1 初回期日において、当事者及び子の心情や状況を把握する際に意識すべき点、留意すべき点はどのようなものか。

また、初回期日で適切な事情聴取を行うために、裁判官あるいは家庭裁判所調査官と、どのような連携をすることが望ましいか。

2 続行期日において、その時点での当事者及び子の心情や状況を把握する際に、意識すべき点、留意すべき点はどのようなものか。初回期日と異なる点はあるか。

また、続行期日の事情聴取に当たり、裁判官あるいは家庭裁判所調査官と、どのような役割分担又は連携をすることが望ましいか。

3 同居親から面会交流の実施は不相当との主張がされるなどして、面会交流の実施が子の利益に適うか否かが明らかではない事案における事情聴取において留意すべき点はどのようなものか。

【協議結果】

(各庁意見等)

1 協議問題1について

- ・ 評議支援メモを活用し、そこに掲記された事項に沿って、子の具体的な状況や親についての現状を当事者双方に確認している。最終的には、それらを面

会禁止・制限事由の有無の判断へつなげていくことになる。併せて、評議のタイミングシートを利用し、問題があれば初回から調停主任と評議して、次回調停への調査官立会の要否等も検討している。

- ・ 調査官の協力を得て作成した進行フローチャートに従い、子と会えなくなつた理由、別居・離婚の理由、申立ての理由、面会禁止・制限事由の有無等を主に聴取している。
- ・ 紛争の内容が感情的対立なのか、面会禁止・制限事由となり得るものかを意識して聴取している。また、近時では、面会禁止・制限事由に当てはまらなくとも面会交流を制限する審判例も出てきている。別居に至る前の時期から、別居親が子どもとどう接していたかを詳しく聴取することにより、面会交流を認めるべきかどうかの判断へつなげるべきだと思うし、聴取した事項をどう捉えるかの判断に迷えば、調査官関与も検討すべきである。
- ・ 調停の当初から面会禁止・制限事由を掘り下げるとは難しいが、例えば別居親に対して、同居時に子どもを風呂に入れていたか、食事はどうしていたかなど、具体的な事情を逐一聴取することで探っている。
- ・ 本庁では、子の監護に関する事件と精神的に何らかの問題があると思われる当事者の事件は、全件調査官が立会する扱いである。あらかじめ申立てにかかる一件記録と相手方の主張を読んだ上で、調査官と話し合い、アプローチの方法を探るために事前評議している。
- ・ 基本的には初回期日後に事後評議を行っている。調査官が作成した手続整理票を事前に読み込んで、調停に臨むようにしている。
- ・ 裁判官が作成する調停整理票において、特に聴取してほしい事項（面会の実際の状況、養育費支払の有無等）が挙げられていることがある。

2 協議問題2について

- ・ 特に同居親については、期日間に意向が揺れ動くことが多いため、前回調停期日から意向が変わった点は注意して聴いている。「子が嫌がっている」など

という主張についても、本当に子の意向の変化なのか、同居親の考え方の変化なのかは区別して聴取するよう心掛けている。

- ・ 前回調停期日で話し合った内容を整理するところから続行期日を始め、子の状況や意向が変わっていたらその理由を聴取している。その作業を通じて、面会禁止・制限事由の存在が見えてくることもある。
- ・ 明らかな面会禁止・制限事由ではなくても、面会を阻害する他の要因の有無を聴取するのも、続行期日の目的だと考える。

3 協議問題3について

- ・ 阻害事由がないように思われるにもかかわらず、子を別居親に会わせたくないという場合には、その理由を聴取し、別居親に対する具体的な不満や同居親の抱えている不安などがあれば、それらの点について別居親にさりげなく水を向け、改善の方法を探るなどして解決を図っている。
- ・ 初回期日では面会交流に限らず、全般的な事項について聴取する一方、続行期日では論点を絞って聴取している。また、虐待の有無や子の心情についてなど、調停委員から聴取すべきかどうか迷うような事項については、それを調査官に託すかどうか、二、三回目の期日くらいまでに切り分けている。

(裁判官のコメント)

- ・ 面会交流の事情聴取に当たっては、目的を意識した聴取を行うとともに、必要に応じて、調査官による事実の調査を適時に行うことも必要であろう。
また、私見ではあるが、明らかに面会禁止・制限事由が記録上認められない場合であっても、最近は必ずしも面会交流を実施すべきということにはならないこともある。同居親が面会交流を拒む理由に丁寧に耳を傾け、解消できることは調停手続の中で解消を図るほか、面会の阻害要因がある中で、当該事案において面会交流が子の福祉に適うのかを慎重に判断することになろう。

以上